

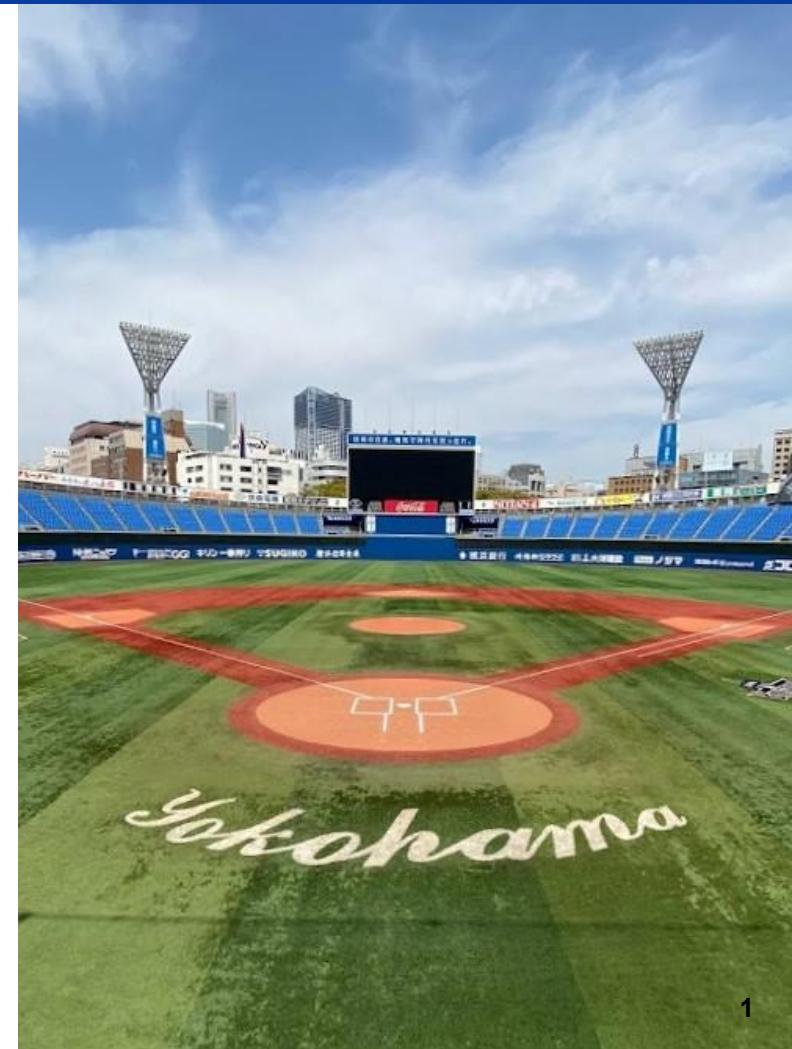
資料1-2

## -横浜市都市美対策審議会 -

横浜スタジアムへの  
デジタルサイネージの設置について



令和7年1月17日



# 目次

- 01 本計画の目的**
- 02 各シーンのパース**
- 03 各シーンのコンテンツの考え方**
- 04 審査体制と審査フロー**
- 05 審査基準**

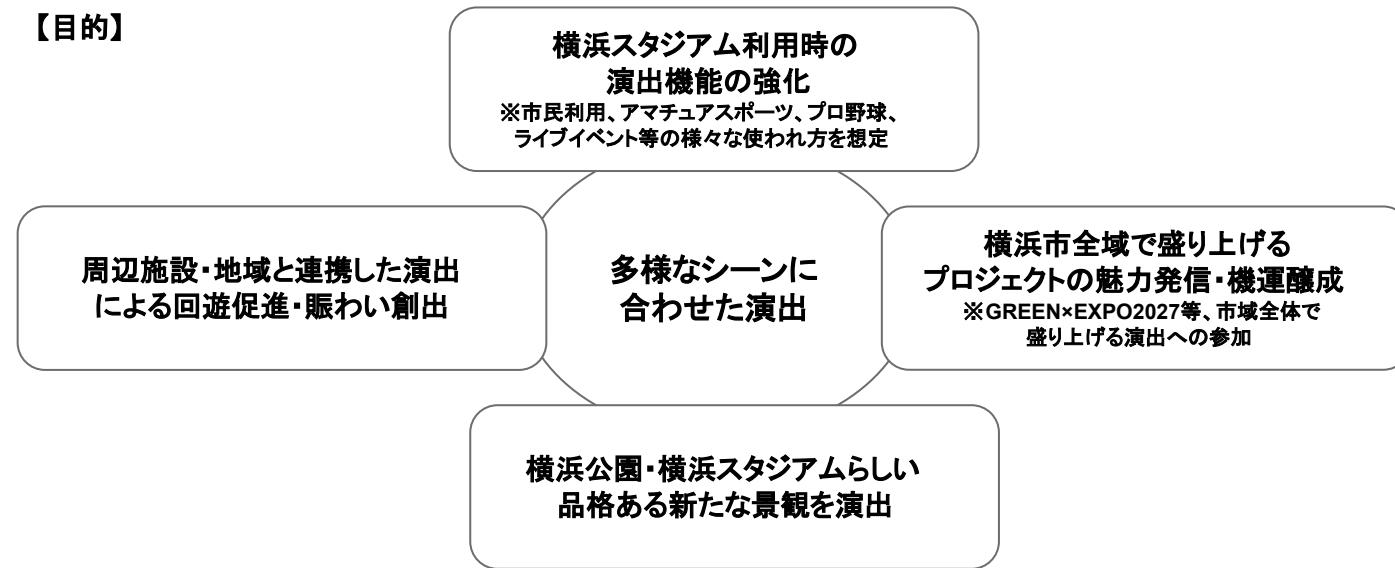
# 01 デジタルサイネージ設置目的

横浜スタジアムレフトウイングに縦型・横型のデジタルサイネージの設置を計画する。

多様なシーンに合わせた演出を行うことにより、魅力的な景観創造を実現する。

横浜公園・横浜スタジアムらしい景観を維持し、魅力創造や賑わい創出に寄与するためのコンテンツの審査ルールと体制等を定める。審査基準は定期的にアップデートさせながら、時代に合わせてよりよい景観形成に取組む。

## 【目的】



### ※縦のデジタルサイネージの役割

横浜スタジアムもしくは横浜公園での活動、イベントなどを公園の内外に向けて象徴的に表すもの。

また、横浜スタジアムもしくは横浜公園として、関内駅周辺街区全体で行われる活動やイベントへの連帯、連携を示すもの。

### ※横のデジタルサイネージの役割

横浜スタジアムもしくは横浜公園のエントランスとして、横浜スタジアム内、横浜公園内でのイベントや活動の盛り上げに寄与し、賑わいに資するもの。

また、そのために必要な原資となる第三者広告や公共目的の情報発信するもの。

## 02-1 各シーンのパース\_市民利用・アマチュアスポーツ等



### 【概要(シーン)】

①試合前の盛り上げ

縦: 大会タイトル

横: 当日の対戦カードやスケジュールの  
情報発信

②試合途中の情報提供

縦: 対戦チームカラーやロゴ

横: 試合中の得点等の途中経過

③試合終了後の余韻を楽しむ

縦: 勝利チームへの祝福コメント

(例) 甲子園出場おめでとう

横: ヒーローインタビュー、試合チームの  
集合写真

### 【演出のポイント】

縦: 来場者への welcome 感と結果に対して  
の盛り上げ

横: 大会及び試合に関する情報を来場者、  
来園者に伝達

## 02-2 各シーンのパース \_プロ野球興行時



### 【概要(シーン)】

- ①試合開始前の盛り上げ  
縦: 当日の先発投手が投げるシーン、  
バッターがバットを振るシーン  
横: 対戦カードチームロゴや試合内の  
イベント情報発信
- ②試合中の熱狂を街に滲みだす  
縦: ホームランを打った選手の演出  
横: ホームランシーンやスタジアム内の  
熱狂を発信
- ③試合後の興奮の余韻を留める  
縦: 勝利時の特別演出や活躍した選手を表示  
横: ハイライトシーンや試合結果情報を伝達

### 【演出のポイント】

- 縦: 登場する選手が状況によって変化。  
街に試合の躍動を感じさせる
- 横: 試合に関する情報を来場者、  
来園者に伝達
- 全体: ベイスターズ本拠地としての熱狂を  
街に伝播させる

## 02-3 各シーンのパース \_周辺施設・地域イベント時



### 【概要(シーン)】

横浜スタジアムも関連したイベントを実施するなど、街の賑わい創出への積極的な参加や周辺地域をあげて行うシティドレッシングへの参加

縦: 横浜 BUNTAIで行われる試合に合わせた応援演出  
横: 公園内で行う関連イベントの情報発信

### 【演出のポイント】

- ・周辺施設との連携による駅周辺地区的賑わい創出
- ・周辺地域イベント連携と情報発信

## 02-4 各シーンのパース \_横浜市全域で盛り上げる PJの魅力発信・気運醸成



### 【概要(シーン)】

①演出の盛り上げ

縦: プロジェクトのキービジュアル  
横: イベントを盛り上げる CMや  
メッセージ表現

②現地の賑わいの発信

縦: プロジェクトのキービジュアルや  
タイトル発信  
横: イベント情報/来園者のコメントや様子  
現地の達成者人数(祝)で表現

### 【演出のポイント】

- ・横浜市全域の賑わいや情報発信
- ・プロジェクトのアピール

※オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップのような横浜市全域で行うシティドレッシングへの参加

## 02-5 各シーンのパース\_通常時



(例) 横浜スタジアムの歴史

### 【概要(シーン)】

- ・横浜スタジアムの歴史が縦や横に年度を追ってスライドしながら流れる。
- ・歴史を辿ってきたポイントの年度を流れるように表現
- (例)1978年横浜スタジアム開業！を表現歴史を現在に追っていく
- ・花の開花や植物の様子をコンテンツとして活用/季節ごとに変わる、花や植物の移り変わり

### 【演出のポイント】

- ・横浜公園や横浜スタジアムが積み重ねてきた歴史や雰囲気を穏やかに伝える

# 03 各シーンのコンテンツの考え方

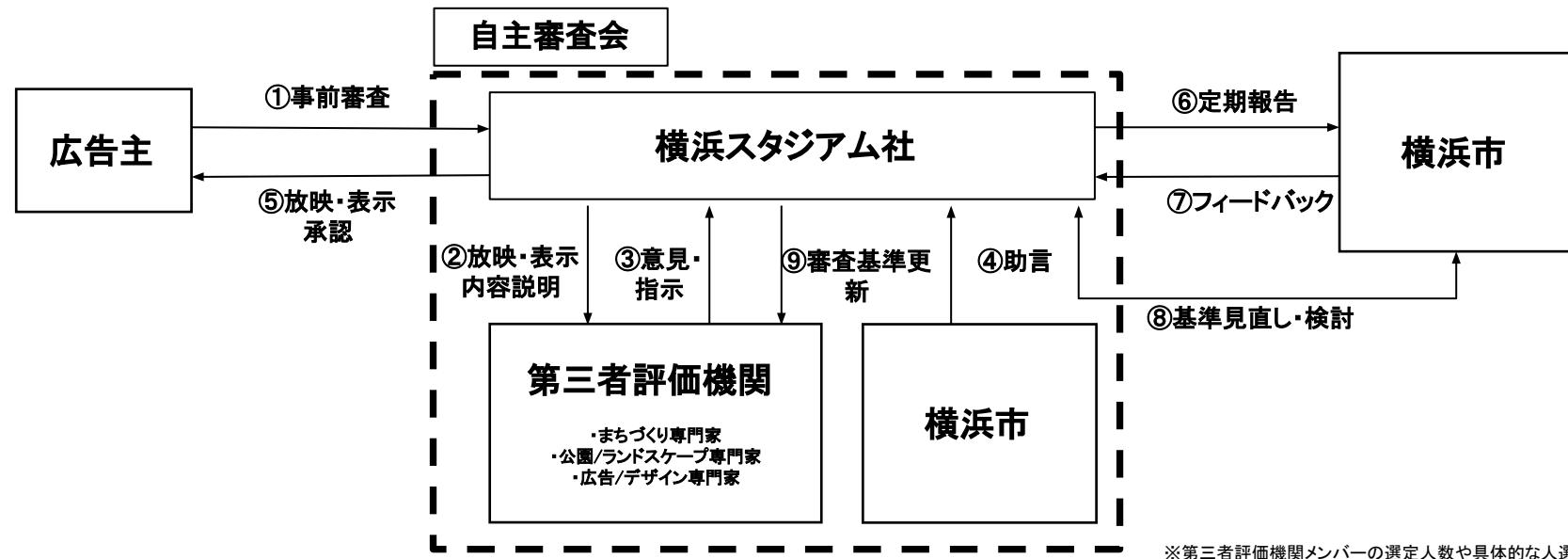
シーン	市民利用・アマチュア スポーツ	プロ野球興行/ライブ	周辺施設・イベント	横浜市全域	通常時
種類	縦:原則静止画 ※一部モーション付 横:動画あり	縦:原則静止画 ※一部モーション付 横:動画あり	縦:原則静止画 横:動画あり	縦:原則静止画 横:原則静止画 ※状況に応じて協議	縦:原則静止画 横:原則静止画 ※状況に応じて協議
音響	あり(公園外への影響に配慮)	あり(公園外への影響に配慮)	あり(公園外への影響に配慮)	原則なし	原則なし
第三者 広告	・横サイネージを活用して放映 ・主催社からの情報提供型 CMも想定 ・原則音響なし	・横サイネージを活用して放映 ・試合やライブのスポンサーとの連動も想定 ・原則音響なし	原則掲出しない形で開始したうえで、将来の周辺環境の変化に合わせ、あらためて横浜市と協議する	縦横サイネージともに原則掲出しない	縦横サイネージともに原則掲出しない
表示 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>試合前後 3時間程度はより盛り上がりに向けた演出に注力</li> <li>表示しない 23:00-8:00以外の朝/夜間の時間帯は通常の演出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試合前後 3時間程度はより盛り上がりに向けた演出に注力</li> <li>表示しない 23:00-8:00以外の朝/夜間の時間帯は通常の演出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中から夜間にかけて、平準的にコンテンツを表示</li> <li>周辺施設やイベント等の開催状況や主催者の要望に応じて、変更の可能性あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中から夜間にかけて、平準的にコンテンツや環境映像を表示</li> <li>市域全体イベント等の状況に応じて、変更の可能性あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中から夜間にかけて、平準的にコンテンツや環境映像を表示</li> <li>市域全体イベント等の状況に応じて、変更の可能性あり</li> </ul>

※イベントにより映像・静止画の表示開始終了時間は前後はあり

今後、横浜市と協議を重ねて詳細化およびブラッシュアップ予定

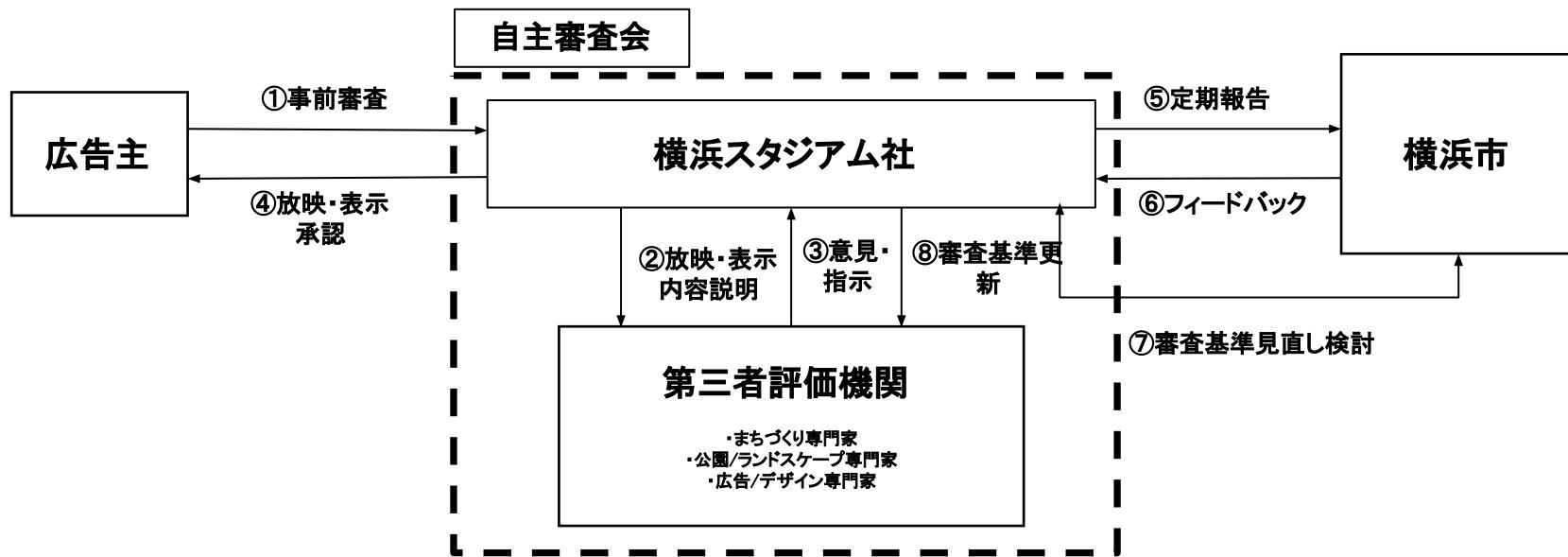
## 04-1 初期審査体制と審査フロー

- ・ 横浜市がオブザーバーとして審査会に参画
- ・ 本体制とフローで運用を開始
- ・ PDCAを一定期間回し、審査基準や運用フローを定期的にアップデート
- ・ 審査対象はいずれのコンテンツも対象とする



## 04-2 将来自目指す審査体制と審査フロー

- 初期審査体制で一定程度の実績を積んでから、下記の体制とフローへ移行を目指す
- 横浜市へは定期的な報告として、コンテンツ品質は維持しながらも、審査の効率化を目指す体制とフロー
- 審査基準の定期的なアップデートを行う
- 審査対象はいずれのコンテンツも対象とする



※第三者評価機関メンバーの選定人数や具体的な人選は、今後横浜市と協議する

# 05 審査基準

横浜スタジアムの外周部における広告媒体等の適切な運用・管理にあたり、自主審査会での運用ルールを定める。  
運用開始後も魅力ある景観創出を目指し、横浜市と協議しながら定期的にルールのアップデートする。審査基準は「考え方」と「基本ルール」および、今後定めるシーン毎における具体的な「個別ルール」で対応する。

## 【考え方】

- 横浜圏内の地域性を踏まえた、地域の賑わい創りに資するものであること
- 横浜スタジアム周辺の大きな変化を踏まえた、斬新で新鮮なアイディアに挑戦すること
- 横浜公園および公共施設に掲出されることを踏まえた、都市公園の景観形成を向上させること
- 横浜市民にとって、品格があり、かつ上質な魅力ある景観創出に寄与していること

## 【基本ルール】

- 1条(一般基準)**: 次の要件を満たすものでなければならない
  - 公園利用者・通行者の安全を阻害する恐れのないもの
  - 周辺景観との調和を損なわないもの
  - 関係法令に則ったもの
  - その他、自主審査会が必要と認めたもの
- 2条(内容基準)**: 広告物の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、原則としてこれを掲出しない
  - 公の秩序または善良な風俗に反するもの
  - 人権の侵害、差別、名誉棄損に当たるもの
  - 青少年保護、消費者被害防止の観点からふさわしくないもの
  - たばこ、風俗営業、パチンコ等に係る広告
  - 政治性、宗教性のあるもの
  - 社会問題についての主義主張
  - その他、自主審査会が不適切と判断したもの
- 3条(ビジュアル表現基準)**: 一般広告のビジュアル表現について次号のいずれかに該当するときは、原則としてこれは掲出しない。
  - 情報過多、文字情報が多いもの
  - 色彩が景観と調和しないと判断されるもの
  - 見る人に著しく暗いイメージを与えるもの
  - 道路交通の安全を損なう恐れや注意表示と誤認される可能性があるもの
  - 金額訴求が主なるデザインとなるもの
  - 性的表現・暴力的表現・差別的表現がなされていると判断されているもの
  - その他、自主審査会が不適切と判断したもの
- 4条(映像装置等に関する放映基準)**: 映像装置を用いる場合は、第 1条、第 2条の要件に加え、以下の要件を満たすものでなければならない
  - 短期間毎に連続して同じ内容を繰返し、見る人に不快を与える
  - 情報内容が第2条及び第3条に該当しないこと
  - 音響や音色が見る人に不快感を与えないこと
  - 視覚的に強い表現等をしないこと
- 5条(その他)**
  - 横浜市広告掲載要綱および横浜市広告掲載基準を遵守すること
  - 自主審査会が不可と判断した広告は、原則としてこれを掲出しない。また運営会社は別途内規を定めることができる

